

割賦販売法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

割賦販売法施行令(昭和三十六年政令第三百四十一号)	1
前払式証券の規制等に関する法律施行令(平成二年政令第百九十三号)	20
保険業法施行令(平成七年政令第四百一十五号)	21
経済産業省組織令(平成十七年政令第百五十四号)	25
産業構造審議会令(平成十七年政令第百九十一号)	26

改 正 案

現 行

<p>（指定商品等）</p> <p>第一条 割賦販売法（以下「法」という。）<u>第二条第五項の指定商品は、別表第一に掲げる商品とする。</u></p> <p>2 <u>法第二条第五項の指定権利は、別表第一の二に掲げる権利とする。</u></p> <p>3 <u>法第二条第五項の指定役務は、別表第一の三に掲げる役務とする。</u></p> <p>4 <u>法第二条第六項の政令で定める役務は、別表第二に掲げる役務とする。</u></p> <p>（割賦販売に係る情報通信の技術を利用する方法）</p> <p>第二条 割賦販売業者は、<u>法第四条の二の規定により同条に規定する事項を提供しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、当該利用者又は購入者若しくは役務の提供者を受ける者に対し、その用いる同条前段に規定する方法（以下この条及び第二十五条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u></p> <p>2 前項の規定による承諾を得た割賦販売業者は、当該利用者又は購入者若しくは役務の提供者を受ける者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該利用者又は購入者若しくは役務の提供者を受ける者に対し、<u>法第四条の二に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。</u>ただし、当該利用者又は購入者若しくは役務の提供者を受ける者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>（削る）</p>	
<p>（指定商品等）</p> <p>第一条 割賦販売法（以下「法」という。）<u>第二条第四項の指定商品は、別表第一に掲げる商品とする。</u></p> <p>2 <u>法第二条第四項の指定権利は、別表第一の二に掲げる権利とする。</u></p> <p>3 <u>法第二条第四項の指定役務は、別表第一の三に掲げる役務とする。</u></p> <p>4 <u>法第二条第五項の政令で定める役務は、別表第二に掲げる役務とする。</u></p> <p>（割賦販売に係る情報通信の技術を利用する方法）</p> <p>第一条の二 割賦販売業者は、<u>法第四条の二第一項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、当該利用者又は購入者若しくは役務の提供者を受ける者に対し、その用いる同項前段に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u></p> <p>2 前項の規定による承諾を得た割賦販売業者は、当該利用者又は購入者若しくは役務の提供者を受ける者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該利用者又は購入者若しくは役務の提供者を受ける者に対し、<u>法第四条の二第一項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。</u>ただし、当該利用者又は購入者若しくは役務の提供者を受ける者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>3 前二項に規定するもののほか、<u>法第四条の二第二項に規定する事項を電磁的方法（同項の経済産業省令で定める方法を除く。）により提供する割賦販売業者は、経済産業省令で定めるところにより、当該事</u></p>	

項が当該購入者又は役務の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたことを確認しなければならない。

(契約の申込みの撤回等ができない指定商品)

第一条の三 法第四条の四第一項前段、第二十九条の三の三第一項前段及び第三十条の二の三第一項前段の政令で定める指定商品は、別表第三に掲げる指定商品とする。

2 法第四条の四第一項第三号、第二十九条の三の三第一項第三号及び第三十条の二の三第一項第三号の政令で定める指定商品は、別表第四に掲げる指定商品とする。

第一条の四 (略)

(許可に係る前払式割賦販売業者等の年間の販売額等)

第二条 法第十一条第一号及び第三十五条の三の二第一号の政令で定める金額は、千万円とする。

(前払式割賦販売業者等の資本金又は出資の額)

第三条 法第十五条第一項第二号(法第三十五条の三の三において準用する場合を含む。)に規定する金額は、五十以上の営業所又は代理店を有する法人にあつては一億円、十以上五十未満の営業所又は代理店を有する法人にあつては五千万円、その他の法人にあつては二千万円とする。

2 (略)

(資産及び負債の額の計算)

第四条 法第十五条第二項(法第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項及び第三十五条の三の三において準用する場合を含む。)に規定する資産の合計額又は負債の合計額は、法第十二条第一項(法第三

(削る)

第三条 (略)

(許可に係る前払式割賦販売業者等の年間の販売額等)

第四条 法第十一条第一号及び第三十五条の三の六十一第一号の政令で定める金額は、千万円とする。

(前払式割賦販売業者等の資本金又は出資の額)

第五条 法第十五条第一項第二号(法第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。)に規定する金額は、五十以上の営業所又は代理店を有する法人にあつては一億円、十以上五十未満の営業所又は代理店を有する法人にあつては五千万円、その他の法人にあつては二千万円とする。

2 (略)

(資産及び負債の額の計算)

第六条 法第十五条第二項(法第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項、第三十五条の三の二六第二項、第三十五条の三の二十七第二項及び第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。)に

規定する資産の合計額又は負債の合計額は、法第十二条第一項（法第三十五条の三の六十二）において準用する場合を含む。）の規定による許可の申請の日、法第三十二条第一項若しくは第三十五条の三の二十四第一項の規定による登録の申請の日、法第三十三条の三第一項の規定による変更登録の申請の日又は法第三十五条の三の二十七第一項の規定による更新の申請の日前一月以内の一定の日（以下「計算日」という。）における帳簿価額（資産のうち受取手形、売掛金、未収入金及び貸付金については貸倒引当金を、有形固定資産（土地及び建設仮勘定を除く。）については減価償却引当金を控除した額。以下同じ。）により計算するものとする。ただし、資産にあつてはその帳簿価額が当該資産を計算日において評価した額を超えるとき、負債にあつてはその帳簿価額が当該負債を計算日において評価した額を下るときは、その評価した額により計算するものとする。

（金融機関）

第七条 法第十八条の三第四項（法第三十五条の三の六十二）において準用する場合を含む。）の政令で定める金融機関は、株式会社商工組合中央金庫、保険会社、信用金庫、労働金庫及び労働金庫連合会並びに信用協同組合で出資の総額が五千万円以上であるものとする。

（確認書）

第八条 法第二十一条第一項（法第三十五条の三の六十二）において準用する場合を含む。以下同じ。）の権利の実行のため営業保証金又は前受業務保証金の還付を受けようとする者は、その営業保証金若しくは前受業務保証金を供託し又はその前受業務保証金に係る前受業務保証金供託委託契約（以下「供託委託契約」という。）を締結している許可割賦販売業者又は法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者（以下「許可割賦販売業者等」という。）の主たる営業所の所在地を管轄する経済産業局長に対し、確認書の交付を請求することができる。

2 経済産業局長は、次に掲げる場合には、確認書を交付してはならぬ

十五条の三の三において準用する場合を含む。）の規定による許可の申請の日、法第三十二条第一項の規定による登録の申請の日又は法第三十三条第一項の規定による変更登録の申請の日前一月以内の一定の日（以下「計算日」という。）における帳簿価額（資産のうち受取手形、売掛金、未収入金及び貸付金については貸倒引当金を、有形固定資産（土地及び建設仮勘定を除く。）については減価償却引当金を控除した額。以下同じ。）により計算するものとする。ただし、資産にあつてはその帳簿価額が当該資産を計算日において評価した額を超えるとき、負債にあつてはその帳簿価額が当該負債を計算日において評価した額を下るときは、その評価した額により計算するものとする。

（金融機関）

第四条の二 法第十八条の三第四項（法第三十五条の三の三）において準用する場合を含む。）の政令で定める金融機関は、株式会社商工組合中央金庫、保険会社、信用金庫、労働金庫及び労働金庫連合会並びに信用協同組合で出資の総額が五千万円以上であるものとする。

（確認書）

第五条 法第二十一条第一項（法第三十五条の三の三）において準用する場合を含む。以下同じ。）の権利の実行のため営業保証金又は前受業務保証金の還付を受けようとする者は、その営業保証金若しくは前受業務保証金を供託し又はその前受業務保証金に係る前受業務保証金供託委託契約（以下「供託委託契約」という。）を締結している許可割賦販売業者又は法第三十五条の三の二の許可を受けた者（以下「許可割賦販売業者等」という。）の主たる営業所の所在地を管轄する経済産業局長に対し、確認書の交付を請求することができる。

2 経済産業局長は、次に掲げる場合には、確認書を交付してはならぬ

い。

一 (略)

二 前項の規定による請求を受理した日(以下「受理日」という。)から起算した十日を経過する日以前に法第二十条の三第一項(法第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。以下同じ。)又は第十条第一項の規定による公示で当該許可割賦販売業者等に係る当該営業保証金又は前受業務保証金に係るものがされた場合

三 (略)

第九条 法第二十一条第一項の権利を有する者が営業保証金又は前受業務保証金の還付を受ける場合には、第十三条の規定による配当の実施の手續により営業保証金又は前受業務保証金の還付を受ける場合を除き、確認書を添付しなければならない。

(公示)

第十条 営業保証金を供託している許可割賦販売業者等又は前受業務保証金を供託している許可割賦販売業者等(前受金保全措置として供託委託契約を締結している者を除く。)の主たる営業所の所在地を管轄する経済産業局長は、当該許可割賦販売業者等が法第二十七条第一項第一号から第四号まで(法第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。)のいずれかに該当するとき、又は法第二十一条第一項の権利を有する者若しくは当該許可割賦販売業者等から当該許可割賦販売業者等が法第二十七条第一項第五号若しくは第六号(法第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。)に該当する旨の申出があつたときは、遅滞なく、法第二十一条第一項の権利を有する者に対し、六十日以上の一の期間内に当該経済産業局長に債権の申出をすべきこと及びその期間内に債権の申出をしないときは当該公示に係る営業保証金又は前受業務保証金についての権利の実行の手續から除斥されるべきことを公示しなければならない。

2 経済産業局長は、第八条第二項第三号の規定により確認書を交付し

い。

一 (略)

二 前項の規定による請求を受理した日(以下「受理日」という。)から起算した十日を経過する日以前に法第二十条の三第一項(法第三十五条の三の三において準用する場合を含む。以下同じ。)又は第七条第一項の規定による公示で当該許可割賦販売業者等に係る当該営業保証金又は前受業務保証金に係るものがされた場合

三 (略)

第六条 法第二十一条第一項の権利を有する者が営業保証金又は前受業務保証金の還付を受ける場合には、第十条の規定による配当の実施の手續により営業保証金又は前受業務保証金の還付を受ける場合を除き、確認書を添付しなければならない。

(公示)

第七条 営業保証金を供託している許可割賦販売業者等又は前受業務保証金を供託している許可割賦販売業者等(前受金保全措置として供託委託契約を締結している者を除く。)の主たる営業所の所在地を管轄する経済産業局長は、当該許可割賦販売業者等が法第二十七条第一項第一号から第四号まで(法第三十五条の三の三において準用する場合を含む。)のいずれかに該当するとき、又は法第二十一条第一項の権利を有する者若しくは当該許可割賦販売業者等から当該許可割賦販売業者等が法第二十七条第一項第五号若しくは第六号(法第三十五条の三の三において準用する場合を含む。)に該当する旨の申出があつたときは、遅滞なく、法第二十一条第一項の権利を有する者に対し、六十日以上の一の期間内に当該経済産業局長に債権の申出をすべきこと及びその期間内に債権の申出をしないときは当該公示に係る営業保証金又は前受業務保証金についての権利の実行の手續から除斥されるべきことを公示しなければならない。

2 経済産業局長は、第五条第二項第三号の規定により確認書を交付し

ないこととしたときは、遅滞なく、法第二十一条第一項の権利を有する者に対し、六十日以上の一定の期間内に当該経済産業局長に債権の申出をすべきこと及びその期間内に申出をしないときは当該公示に係る営業保証金及び前受金保全措置についての権利の実行の手續から除斥されるべきことを公示しなければならない。

3 経済産業局長は、法第二十条の三第一項の規定による公示がされ、又は前二項の規定による公示をしたときは、その旨を許可割賦販売業者等（その者が供託委託契約を締結している場合にあつては、その者及び当該供託委託契約の受託者。第十二条第一項及び第二項において同じ。）及び第八条第一項の規定による請求をした者に通知しなければならない。

4 第二項の規定による公示があつた後は、第八条第一項の規定による請求をした者がその請求を取り下げた場合においても、手續の進行は、妨げられない。

(権利の調査)

第十一条 (略)

2 経済産業局長は、あらかじめ、期日及び場所を公示し、かつ、許可割賦販売業者等に通知して、第八条第一項の規定による請求をした者、法第二十条の三第一項又は前条第一項若しくは第二項の期間内に債権の申出をした者及び許可割賦販売業者等に対し、権利の存否及びその権利によつて担保される債権の額について証拠を提示し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

(配当表の作成等)

第十二条 経済産業局長は、法第二十条の三第一項又は第十条第一項若しくは第二項の規定による公示に係る債権の申出をした者（第十条第二項の規定による公示をした後法第二十条の三第一項の規定による公示がされ又は第十条第一項の規定による公示をした場合で次項に規定する場合以外の場合にあつては、法第二十条の三第一項又は第十条第一

ないこととしたときは、遅滞なく、法第二十一条第一項の権利を有する者に対し、六十日以上の一定の期間内に当該経済産業局長に債権の申出をすべきこと及びその期間内に申出をしないときは当該公示に係る営業保証金及び前受金保全措置についての権利の実行の手續から除斥されるべきことを公示しなければならない。

3 経済産業局長は、法第二十条の三第一項の規定による公示がされ、又は前二項の規定による公示をしたときは、その旨を許可割賦販売業者等（その者が供託委託契約を締結している場合にあつては、その者及び当該供託委託契約の受託者。第九条第一項及び第二項において同じ。）及び第五条第一項の規定による請求をした者に通知しなければならない。

4 第二項の規定による公示があつた後は、第五条第一項の規定による請求をした者がその請求を取り下げた場合においても、手續の進行は、妨げられない。

(権利の調査)

第八条 (略)

2 経済産業局長は、あらかじめ、期日及び場所を公示し、かつ、許可割賦販売業者等に通知して、第五条第一項の規定による請求をした者、法第二十条の三第一項又は前条第一項若しくは第二項の期間内に債権の申出をした者及び許可割賦販売業者等に対し、権利の存否及びその権利によつて担保される債権の額について証拠を提示し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

(配当表の作成等)

第九条 経済産業局長は、法第二十条の三第一項又は第七条第一項若しくは第二項の規定による公示に係る債権の申出をした者（第七条第二項の規定による公示をした後法第二十条の三第一項の規定による公示がされ又は第七条第一項の規定による公示をした場合で次項に規定する場合以外の場合にあつては、法第二十条の三第一項又は第七条第一

一項の規定による公示及び同条第二項の規定による公示に係る債権の申出をした者)に係る前条の規定による権利の調査の結果に基づき、速やかに配当表を作成し、これを公示し、かつ、許可割賦販売業者等に通知しなければならない。

2 経済産業局長は、第十条第二項の規定による公示に係る配当表の公示をした日以後当該公示をした日から起算して八十日を経過する日以前に法第二十条の三第一項の規定による公示がされ又は第十条第一項の規定による公示をしたときは、法第二十条の三第一項又は第十条第一項の規定による公示及び同条第二項の規定による公示に係る債権の申出をした者に係る前条の規定による権利の調査の結果に基づき、速やかに当該配当表を更正し、これを公示し、かつ、許可割賦販売業者等に通知しなければならない。

3 配当表は、法第二十条の三第一項又は第十条第一項若しくは第二項の期間の末日までに供託された営業保証金及び前受業務保証金について作成し、又は更正するものとする。

第十三条 (略)

(通知を要しない場合)

第十四条 許可割賦販売業者等の行方が知れないときは、第十条第三項、第十一条第二項並びに第十二条第一項及び第二項の規定による許可割賦販売業者等に対する通知は、することを要しない。

第十五条 (略)

(省令への委任)

第十六条 この政令で定めるもののほか、法第二十一条(法第三十五条の三及び第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。)の規定による権利の実行に関し必要な事項は、法務省令、経済産業省令で定める。

項の規定による公示及び同条第二項の規定による公示に係る債権の申出をした者)に係る前条の規定による権利の調査の結果に基づき、速やかに配当表を作成し、これを公示し、かつ、許可割賦販売業者等に通知しなければならない。

2 経済産業局長は、第七条第二項の規定による公示に係る配当表の公示をした日以後当該公示をした日から起算して八十日を経過する日以前に法第二十条の三第一項の規定による公示がされ又は第七条第一項の規定による公示をしたときは、法第二十条の三第一項又は第七条第一項の規定による公示及び同条第二項の規定による公示に係る債権の申出をした者に係る前条の規定による権利の調査の結果に基づき、速やかに当該配当表を更正し、これを公示し、かつ、許可割賦販売業者等に通知しなければならない。

3 配当表は、法第二十条の三第一項又は第七条第一項若しくは第二項の期間の末日までに供託された営業保証金及び前受業務保証金について作成し、又は更正するものとする。

第十条 (略)

(通知を要しない場合)

第十一条 許可割賦販売業者等の行方が知れないときは、第七条第三項、第八条第二項並びに第九条第一項及び第二項の規定による許可割賦販売業者等に対する通知は、することを要しない。

第十二条 (略)

(省令への委任)

第十三条 この政令で定めるもののほか、法第二十一条(法第三十五条の三及び第三十五条の三の三において準用する場合を含む。)の規定による権利の実行に関し必要な事項は、法務省令、経済産業省令で定める。

(ローン提携販売に係る情報通信の技術を利用する方法)

第十七条 第二条の規定は、ローン提携販売業者に準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「法第四条の二」とあるのは、「法第二十九条の四第一項において準用する法第四条の二」と読み替えるものとする。

(ローン提供者に対する抗弁)

第十八条 法第二十九条の四第二項において準用する法第三十条の四第四項の政令で定める金額は、四万円とする。

2 法第二十九条の四第三項において準用する法第三十条の五第一項において準用する法第二十九条の四第二項において準用する法第三十条の四第四項の政令で定める金額は、三万八千円とする。

(ローン提携販売に係る弁済金の返済の充当)

第十九条 法第二十九条の四第三項において準用する法第三十条の五第一項の規定により法第二条第二項第二号に規定するローン提携販売に係る弁済金の返済に関し法第二十九条の四第二項において準用する法第三十条の四の規定を準用する場合には、第二十二條の規定を準用する。この場合において、同条中「包括信用購入あつせんに係る債務」とあるのは、「ローン提携販売に係る債務」と、同条第一号中「包括信用購入あつせんの手数料」とあるのは、「ローン提携販売に係る借入金の利息その他の手数料」と、同条第五号中「法第三十条の五第一項第四号」とあるのは、「法第二十九条の四第三項において準用する法第三十条の五第一項第四号」と読み替えるものとする。

(ローン提携販売に係る弁済金の返済に関する技術的読替え)

第二十条 法第二十九条の四第三項の規定により法第二条第二項第二号

(ローン提携販売に係る情報通信の技術を利用する方法)

第十三条の二 第一条の二の規定は、ローン提携販売業者に準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「法第四条の二第一項」とあるのは、「法第二十九条の四第一項において準用する法第四条の二第一項」と、同条第三項中「法第四条の二第二項」とあるのは、「法第二十九条の四第一項において準用する法第四条の二第二項」と読み替えるものとする。

(ローン提供者に対する抗弁)

第十三条の三 法第二十九条の四第二項において準用する法第三十条の四第四項第一号の政令で定める金額は、四万円とする。

2 法第二十九条の四第三項において準用する法第三十条の五第一項において準用する法第二十九条の四第二項において準用する法第三十条の四第四項第一号の政令で定める金額は、三万八千円とする。

(ローン提携販売に係る弁済金の支払の充当)

第十三条の四 法第二十九条の四第三項において準用する法第三十条の五第一項の規定により法第二条第二項第二号に規定するローン提携販売に係る弁済金の支払に関し法第二十九条の四第二項において準用する法第三十条の四の規定を準用する場合には、第十三条の七の規定を準用する。この場合において、同条中「割賦購入あつせんに係る債務」とあるのは、「ローン提携販売に係る債務」と、同条第一号中「割賦購入あつせんの手数料」とあるのは、「ローン提携販売に係る借入金の利息その他の手数料」と、同条第五号中「法第三十条の五第一項第四号」とあるのは、「法第二十九条の四第三項において準用する法第三十条の五第一項第四号」と読み替えるものとする。

(ローン提携販売に係る弁済金の支払に関する技術的読替え)

第十三条の五 法第二十九条の四第三項の規定により法第二条第二項第

に規定するローン提携販売に係る弁済金の返済に関し法第三十条の五の規定を準用する場合における技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)					第三十条の五第一項	読み替える規定
(略)	包括信用購入あつせん業者に対する抗弁手数料	第三十条の二の三第二項第一号の現金販売価格又は現金提供価格は現金提供価格	(略)	第三十条の二の三第三項第二号の弁済金	第三十条の二の三第一項第二号の支払分	包括信用購入あつせんに係る債務
(略)	他の手数料	ローン提携販売に係る借入金の利息その他の手数料	(略)	第二十九条の三第二項第二号の弁済金	第二十九条の三第一項第二号の分割返済金	ローン提携販売に係る債務
(略)						読み替える字句

二号に規定するローン提携販売に係る弁済金の支払に関し法第三十条の五の規定を準用する場合における技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)					第三十条の五第一項	読み替える規定
(略)	割賦購入あつせん業者の手数料	第三十条の二第二項第一号の現金販売価格又は現金提供価格は現金提供価格	(略)	第三十条の二第三項第二号の弁済金	第三十条の二第一項第二号又は第五項第二号の支払分	割賦購入あつせんに係る債務
(略)	他の手数料	ローン提携販売に係る借入金の利息その他の手数料	(略)	第二十九条の三第二項第二号の弁済金	第二十九条の三第一項第二号の分割返済金	ローン提携販売に係る債務
(略)						読み替える字句

(包括信用購入あつせん業者に対する抗弁)

(割賦購入あつせん業者に対する抗弁)

第二十一条 法第三十条の四第四項の政令で定める金額は、四万円とする。

2 法第三十条の五第一項において準用する法第三十条の四第四項の政令で定める金額は、三万八千円とする。

(包括信用購入あつせんに係る弁済金の支払の充当)

第二十二條 法第三十条の五第一項の規定により法第二条第三項第一号に規定する包括信用購入あつせんに係る弁済金の支払に関し法第三十条の四の規定を準用する場合には、同項に規定するもののほか、当該弁済金の支払が、その支払の時期ごとに、次の各号に規定するところにより当該各号に掲げる当該包括信用購入あつせんに係る債務に充当されたものとみなす。

- 一 遅延損害金で一の時期に発生するものについては、包括信用購入あつせんの手数料(以下この条において単に「手数料」という。)の支払の遅延により発生するもの(以下「手数料に係る遅延損害金部分」という。)を優先し、次に、遅延損害金及び手数料以外の債務(以下「元本債務」という。)の履行の遅延により発生するもの(以下「元本債務に係る遅延損害金部分」という。)に充当する。
- 二 五 (略)

(包括信用購入あつせんに係る情報通信の技術を利用する方法)

第二十三條 第二条の規定は、包括信用購入あつせん業者、包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者に準用する。この場合において、同条中「法第四条の二」とあるのは、「法第三十条の六において準用する法第四条の二」と読み替えるものとする。

第十三条の六 法第三十条の四第四項第一号の政令で定める金額は、四万円とする。

2 法第三十条の五第一項において準用する法第三十条の四第四項第一号の政令で定める金額は、三万八千円とする。

(割賦購入あつせんに係る弁済金の支払の充当)

第十三条の七 法第三十条の五第一項の規定により法第二条第三項第三号に規定する割賦購入あつせんに係る弁済金の支払に関し法第三十条の四の規定を準用する場合には、同項に規定するもののほか、当該弁済金の支払が、その支払の時期ごとに、次の各号に規定するところにより当該各号に掲げる当該割賦購入あつせんに係る債務に充当されたものとみなす。

- 一 遅延損害金で一の時期に発生するものについては、割賦購入あつせんの手数料(以下この条において単に「手数料」という。)の支払の遅延により発生するもの(以下「手数料に係る遅延損害金部分」という。)を優先し、次に、遅延損害金及び手数料以外の債務(以下「元本債務」という。)の履行の遅延により発生するもの(以下「元本債務に係る遅延損害金部分」という。)に充当する。
- 二 五 (略)

(割賦購入あつせんに係る情報通信の技術を利用する方法)

第十三条の八 第一条の二第一項及び第二項の規定は割賦購入あつせん業者、割賦購入あつせん関係販売業者又は割賦購入あつせん関係役務提供事業者に、同条第三項の規定は割賦購入あつせん関係販売業者又は割賦購入あつせん関係役務提供事業者に準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「法第四条の二第一項」とあるのは「法第三十条の六において準用する法第四条の二第一項」と、同条第三項中「法第四条の二第二項」とあるのは「法第三十条の六において準用する法第四条の二第二項」と読み替えるものとする。

(個別信用購入あつせん業者に対する抗弁)

第二十四条 法第三十五条の三の十九第四項の政令で定める金額は、四万円とする。

(新設)

(個別信用購入あつせんに係る情報通信の技術を利用する方法)

第二十五条 個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者又は個別信用購入あつせん業者は、法第三十五条の三の二十二第一項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、当該購入者又は当該役務の提供を受ける者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(新設)

2| 前項の規定による承諾を得た個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者又は個別信用購入あつせん業者は、当該購入者又は当該役務の提供を受ける者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該購入者又は当該役務の提供を受ける者に対し、法第三十五条の三の二十二第一項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該購入者又は当該役務の提供を受ける者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

3| 前二項に規定するもののほか、法第三十五条の三の二十二第二項に規定する事項を電磁的方法(同項の経済産業省令で定める方法を除く。)により提供する個別信用購入あつせん業者は、経済産業省令で定めるところにより、当該事項が当該購入者又は当該役務の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたことを確認しなければならない。

(個別信用購入あつせん業者の資産の合計額から負債の合計額を控除した額)

第二十六条 法第三十五条の三の二十六第一項第二号(法第三十五条の

(新設)

三の二十七第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める金額は、五千万円とする。

（登録の更新の手数料）

第二十七条 法第三十五条の三の二十七第五項の政令で定める額は、三万七千五百円（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請を行う場合にあつては、三万四千四百円）とする。

（法第三十五条の三の六十二において準用する法第八条第六号の政令で定める法律）

第二十八条 法第三十五条の三の六十二において準用する法第八条第六号の政令で定める法律は、旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）とする。

（認定割賦販売協会の認定の申請）

第二十九条 法第三十五条の十八第一項の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出してしなければならない。

一 名称

二 事務所の所在の場所

三 役員の氏名及び会員の名称

2 前項の申請書には、定款その他経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

（割賦販売を業とする者等に対する報告の徴収等）

第三十条 （略）

2 （略）

3 法第四十条第二項の規定により経済産業大臣が包括信用購入あつせ

（新設）

（法第三十五条の三の三において準用する法第八条第六号の政令で定める法律）

第十三条の九 法第三十五条の三の三において準用する法第八条第六号の政令で定める法律は、旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）とする。

（新設）

（報告の徴収）

第十四条 （略）

2 （略）

3 法第四十条第二項の規定により経済産業大臣が登録割賦購入あつせ

ん業者に対し報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を命ずることができる事項は、次のとおりとする。

- 一 法第三十条の五の二に規定する措置の実施状況
 - 二 特定信用情報の取扱い及び加入指定信用情報機関の商号又は名称の公表に関する事項
 - 三 法第三十三条の二第一項第十号に規定する体制の整備の状況（登録包括信用購入あつせん業者に係るものに限る。）
 - 四 販売業者又は役務提供事業者と締結した包括信用購入あつせんに係る契約の内容及びその締結の状況（登録包括信用購入あつせん業者に係るものに限る。）
 - 五 包括信用購入あつせんに係るカード等の交付又は付与、利用及び回収の状況（登録包括信用購入あつせん業者に係るものに限る。）
 - 六 資産及び負債に関する事項（登録包括信用購入あつせん業者に係るものに限る。）
 - 七 兼営事業に関する事項（登録包括信用購入あつせん業者に係るものに限る。）
- 4 | 法第四十条第二項の規定により経済産業大臣が個別信用購入あつせん業者に対し報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を命ずることができる事項は、次のとおりとする。
- 一 販売業者又は役務提供事業者と締結した個別信用購入あつせんに係る契約の内容及びその締結の状況
 - 二 法第三十五条の三の五の規定による調査に関する事項
 - 三 当該個別信用購入あつせん業者が行う個別信用購入あつせん関係受領契約の申込み又は当該個別信用購入あつせん業者が受ける個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みに係る承諾に関する事項
 - 四 法第三十五条の三の第四項又は第三十五条の三の十一第六項の規定による通知に関する事項
 - 五 法第三十五条の三の二十に規定する措置の実施状況
 - 六 特定信用情報の取扱い及び加入指定信用情報機関の商号又は名称の公表に関する事項

ん業者から報告をさせることができる事項は、次のとおりとする。

- （新設）
 - （新設）
 - （新設）
 - 一 販売業者と締結した法第二条第三項第一号又は第三号に規定する割賦購入あつせんに係る契約の内容及びその締結の状況
 - 二 法第二条第三項第一号又は第三号に規定する割賦購入あつせんに係る証券等の交付又は付与、利用及び回収の状況
 - 三 資産及び負債に関する事項
 - 四 兼営事業に関する事項
- （新設）

- 七 法第三十五条の三の二十六第一項第九号に規定する体制の整備の状況（登録個別信用購入あつせん業者に係るものに限る。）
- 八 資産及び負債に関する事項（登録個別信用購入あつせん業者に係るものに限る。）
- 九 兼営事業に関する事項（登録個別信用購入あつせん業者に係るものに限る。）
- 5 法第四十条第三項の規定により経済産業大臣が法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者から報告をさせることができる事項は、次のとおりとする。
- 一 一六（略）
- 6 法第四十条第三項の規定により経済産業大臣が指定受託機関から報告をさせることができる事項は、次のとおりとする。
- 一 一三（略）
- 7 法第四十条第四項の規定により経済産業大臣がクレジットカード等購入あつせん業者又は立替払取扱業者から報告をさせることができる事項は、次のとおりとする。
- 一 法第三十五条の十六第一項又は第三項に規定するクレジットカード番号等の適切な管理のために必要な措置の実施状況
- 二 法第三十五条の十六第四項に規定する指導その他の措置の実施状況
- 8 法第四十条第五項の規定により経済産業大臣が包括信用購入あつせん業者から包括信用購入あつせんに係る業務の委託を受けた者から報告をさせることができる事項は、その委託を受けた包括信用購入あつせんに係る業務に関する事項とする。
- （密接関係者に対する報告の徴収等）
- 第三十一条 法第四十条第六項の規定により経済産業大臣が報告又は帳簿、書類その他の資料の提出を命ずることができる事項は、次のとおりとする。
- 一 法第三十五条の三の五第一項の規定による調査に関する事項

- 4 法第四十条第二項の規定により経済産業大臣が法第三十五条の三の二の許可を受けた者から報告をさせることができる事項は、次のとおりとする。
- 一 一六（略）
- 5 法第四十条第二項の規定により経済産業大臣が指定受託機関から報告をさせることができる事項は、次のとおりとする。
- 一 一三（略）
- （新設）
- （新設）
- （新設）

- 二 特定契約（法第三十五条の三の五第一項各号のいずれかに該当する契約をいう。以下この項において同じ。）であつて個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するものの申込み又は締結についての勧誘に関する事項
- 三 特定契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するもの内容及びその履行に関する事項
- 四 個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が受ける特定契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するものの申込みの撤回又は個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が締結する特定契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するものの解除に関する事項
- 五 特定継続的役務提供等契約（法第三十五条の三の五第一項第四号に規定する特定継続的役務提供等契約をいう。次号において同じ。）であつて個別信用購入あつせん関係役務提供契約又は個別信用購入あつせん関係販売契約に該当するものに係る関連商品販売契約（特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第四十八条第二項に規定する関連商品販売契約をいい、当該個別信用購入あつせん関係役務提供事業者又は当該個別信用購入あつせん関係販売業者が当該商品の販売又はその代理若しくは媒介を行っている場合における当該関連商品販売契約に限る。次号において同じ。）の内容及びその履行に関する事項
- 六 特定継続的役務提供等契約であつて個別信用購入あつせん関係役務提供契約又は個別信用購入あつせん関係販売契約に該当するものに係る関連商品販売契約の解除に関する事項
- 七 個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が行う特定商取引に関する法律第五十一条第一項

に規定する業務提供誘引販売取引であつてその相手方が同項に規定する業務提供誘引販売業に關して提供され、又はあつせんされる業務を事業所その他これに類似する施設によらないで行う個人であるものに係る当該業務提供誘引販売取引に係る業務を提供する契約の内容及びその履行に關する事項

2 法第四十条第六項の政令で定める者は、個別信用購入あつせん関係販売業者及び個別信用購入あつせん関係役員提供事業者とする。

(都道府県が処理する事務)

第三十二条 次に掲げる経済産業大臣の権限に属する事務は、当該個別信用購入あつせん業者に係る個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役員提供事業者が法第三十五条の三の五第一項第一号又は第三号から第五号までのいずれかに該当する契約に係る個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役員提供契約の申込み又は締結の勧誘を行う場所を含む都道府県の区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、二以上の都道府県の区域にわたり個別信用購入あつせんに係る取引の公正及び購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあり、経済産業大臣がその事態に適正かつ効率的に対処するため特に必要があると認めるとき、又は都道府県知事から要請があつたときは、経済産業大臣が自らその事務を行うことを妨げない。

一 法第三十五条の三の二十一の規定による命令(法第三十五条の三の五第一項第一号又は第三号から第五号までのいずれかに該当する契約に係るものであつて、同条又は第三十五条の三の七本文の規定に違反している場合におけるものに限る。次号において同じ。)に關する事務

二 法第三十五条の三の三十二第二項(同項第一号に係る部分に限る。次項第二号において同じ。)の規定による命令(当該個別信用購入あつせん業者が前号の規定により当該都道府県知事が行う法第三十五条の三の二十一の規定による命令に違反している場合における

(都道府県が処理する事務)

第十五条 (新設)

ものに限る。）に関する事務

三 前二号に掲げる事務に係る法第四十条第二項及び第六項並びに第四十一条第一項及び第四項に規定する事務

2| 次に掲げる経済産業大臣の権限に属する事務は、当該個別信用購入あつせん業者に係る個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役員提供事業者が法第三十五条の三の五第一項第二号に該当する契約に係る個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役員提供契約の申込み又は締結の勧誘を行うに際し、当該勧誘の相手方が当該勧誘を受けた場所を含む都道府県の区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、二以上の都道府県の区域にわたり個別信用購入あつせんに係る取引の公正及び購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあり、経済産業大臣がその事態に適正かつ効率的に対処するため特に必要があると認めるとき、又は都道府県知事から要請があつたときは、経済産業大臣が自らその事務を行うことを妨げない。

一 法第三十五条の三の二十一の規定による命令（法第三十五条の三の五第一項第二号に該当する契約に係るものであつて、同条又は第三十五条の三の七本文の規定に違反している場合におけるものに限る。次号において同じ。）に関する事務

二 法第三十五条の三の三十二第二項の規定による命令（当該個別信用購入あつせん業者が前号の規定により当該都道府県知事が行う法第三十五条の三の二十一の規定による命令に違反している場合におけるものに限る。）に関する事務

三 前二号に掲げる事務に係る法第四十条第二項及び第六項並びに第四十一条第一項及び第四項に規定する事務

3| 法第四十条第一項及び第三項並びに第四十一条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務であつて許可割賦販売業者又は法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者でその営業所及び代理店が一の都道府県内のみにあるものに係るものは、当該都道府県知事が行うこととする。ただし、経済産業大臣が自らその事務を行うことを妨げな

（新設）

1| 法第四十条第一項及び第二項並びに第四十一条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務であつて許可割賦販売業者又は法第三十五条の三の二の許可を受けた者でその営業所及び代理店が一の都道府県内のみにあるものに係るものは、当該都道府県知事が行うこととする。ただし、経済産業大臣が自らその事務を行うことを妨げない。

い。

4| 前三項の規定により当該各項に規定する事務を行つた都道府県知事は、経済産業省令で定めるところにより、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。

5| 第一項本文、第二項本文及び第三項本文の場合においては、法中第一項本文、第二項本文及び第三項本文に規定する事務に係る経済産業大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

(権限の委任)

第三十三条 法に基づく経済産業大臣の権限であつて次に掲げるものは、割賦販売業者、包括信用購入あつせん業者、個別信用購入あつせん業者、法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者、クレジットカード等購入あつせん業者若しくは立替払取扱業者又は指定信用情報機関を利用する者の主たる営業所の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、第一号から第三号まで、第五号及び第七号から第十一号までに掲げる権限は、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一 (略)

二 法第十六条第二項(法第十八条第二項及び第二十二条第三項(これらの各規定を法第三十五条の三及び第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。))、第三十五条の三並びに第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。))並びに第十八条の四第一項、第十八条の五第三項及び第五項、第二十条の三第一項から第三項まで及び第五項、第二十条の四第二項並びに第二十二条第二項(これらの各規定を法第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。))の規定に基づく権限

三 法第三十条の五の三、第三十三条の五、第三十四条第一項、第三十四条第二項において準用する法第二十条第二項、第三十四条の二及び第三十五条の三において準用する法第二十四条の規定に基づく

2| 前項の規定により同項に規定する事務を行つた都道府県知事は、経済産業省令で定めるところにより、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。

3| 第一項本文の場合においては、法中同項本文に規定する事務に係る経済産業大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

(権限の委任)

第十六条 法に基づく経済産業大臣の権限であつて次に掲げるものは、割賦販売業者、法第三十五条の三の二の許可を受けた者又は登録割賦購入あつせん業者の主たる営業所の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一 (略)

二 法第十六条第二項(法第十八条第二項及び第二十二条第三項(これらの各規定を法第三十五条の三及び第三十五条の三の三において準用する場合を含む。))、第三十五条の三並びに第三十五条の三の三において準用する場合を含む。))並びに第十八条の四第一項、第十八条の五第三項及び第五項、第二十条の三第一項から第三項まで及び第五項、第二十条の四第二項並びに第二十二条第二項(これらの各規定を法第三十五条の三の三において準用する場合を含む。))の規定に基づく権限

(新設)

権限

四 法第三十二条第一項並びに第三十三条及び第三十三条の二第一項（これらの各規定を法第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第二項において準用する法第十五条第三項、第三十三条の三第一項、第三十三条の三第二項において準用する法第十五条第三項、第三十三条の四、第三十四条の三第一項、第三十四条の三第二項において準用する法第三十四条の二第三項並びに第三十五条の三において準用する法第二十六条第一項の規定に基づく権限

五 法第三十五条の三の二十一、第三十五条の三の三十一、第三十五条の三の三十二及び第三十五条の三の三十五において準用する法第二十四条の規定に基づく権限

六 法第三十五条の三の二十四第一項、第三十五条の三の二十五及び第三十五条の三の二十六第一項（これらの各規定を法第三十五条の三の二十七第二項において準用する場合を含む。）、第三十五条の三の二十六第二項及び第三十五条の三の二十七第二項において準用する法第十五条第三項、第三十五条の三の二十八第一項、第三十五条の三の二十八第二項において準用する法第十五条第三項、第三十五条の三の二十五及び第三十五条の三の二十六第一項、第三十五条の三の二十九、第三十五条の三の三十三第一項、第三十五条の三の三十三第二項において準用する法第三十五条の三の三十二第三項並びに第三十五条の三の三十五において準用する法第二十六条第一項の規定に基づく権限

七 法第三十五条の十七の規定に基づく権限

八 法第四十条第一項の規定に基づく権限（経済産業大臣以外の大がその流通を所掌する商品に係るものを除く。）

九 法第四十条第二項から第六項まで及び第八項の規定に基づく権限

三 法第三十二条第一項並びに第三十三条及び第三十三条の二第一項（これらの各規定を法第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第二項において準用する法第十五条第三項、第三十三条の三第一項、第三十三条の三第二項において準用する法第十五条第三項、第三十四条第一項、第三十四条第二項において準用する法第二十条第二項、第三十四条の二（法第三十四条の三第二項において準用する場合を含む。）、第三十四条の三第一項並びに第三十五条の三において準用する法第二十四条及び第二十六条第一項の規定に基づく権限

（新設）

（新設）

（新設）

四 法第四十条第一項の規定に基づく権限（経済産業大臣以外の大がその流通を所掌する商品に係るもの及び前条第一項に規定する許可割賦販売業者に係るものを除く。）

五 法第四十条第二項の規定に基づく権限（前条第一項に規定する法第三十五条の三の二の許可を受けた者に係るものを除く。）

<p>十 法第四十一条第一項から第五項までの規定に基づく権限</p> <p>十一 法第四十二条第一項の規定に基づく権限（登録包括信用購入あつせん業者及び登録個別信用購入あつせん業者に係るものに限る。）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p>	<p>六 法第四十一条第一項の規定に基づく権限（前条第一項に規定する許可割賦販売業者及び法第三十五条の三の二の許可を受けた者に係るものを除く。）</p> <p>七 法第四十二条第一項の規定に基づく権限（登録割賦購入あつせん業者に係るものに限る。）</p> <p>別表第三（第一条の三関係）</p> <p>（略）</p> <p>別表第四（第一条の三関係）</p> <p>（略）</p>
--	---

前払式証券の規制等に関する法律施行令（平成二年政令第九十三号）

改正案	現行
<p>第六条 法第三条第四号に規定する政令で定める前払式証券は、次に掲げる前払式証券とする。</p> <p>一 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）<u>第二条第六項</u>に規定する前払式特定取引に係る商品の引渡し若しくは役務の提供又は同法第十一条に規定する前払式割賦販売に係る商品の引渡しにおいて使用することとされている前払式証券</p> <p>二（略）</p>	<p>第六条 法第三条第四号に規定する政令で定める前払式証券は、次に掲げる前払式証券とする。</p> <p>一 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）<u>第二条第五項</u>に規定する前払式特定取引に係る商品の引渡し若しくは役務の提供又は同法第十一条に規定する前払式割賦販売に係る商品の引渡しにおいて使用することとされている前払式証券</p> <p>二（略）</p>

改正案

現行

<p>（保険契約者保護機構が保険業を行う場合の他の法令の適用関係） 第三十七条の四の五 法第二百七十条の六第三項に規定する政令で定める法令は、臨時金利調整法（昭和二十二年法律第八十一号）、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）、損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）、船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三号）、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）、準備預金制度に関する法律（昭和三十二年法律第三十五号）、国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）、原子力損害の賠償に関する法律、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）、印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）、犯罪による収益の移転防止に関する法律、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）、中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）、漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）、公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）、貿易保険法施行令、関税法施行令（昭和二十九年政令第五十号）、自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令（昭和三十年政令第三百十六号）、租</p>	<p>（保険契約者保護機構が保険業を行う場合の他の法令の適用関係） 第三十七条の四の五 法第二百七十条の六第三項に規定する政令で定める法令は、臨時金利調整法（昭和二十二年法律第八十一号）、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）、損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）、船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三号）、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）、準備預金制度に関する法律（昭和三十二年法律第三十五号）、国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）、原子力損害の賠償に関する法律、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）、印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）、犯罪による収益の移転防止に関する法律、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）、中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）、漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）、公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）、貿易保険法施行令、関税法施行令（昭和二十九年政令第五十号）、自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令（昭和三十年政令第三百十六号）、租</p>
---	---

税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）、割賦販売法施行令（昭和三十六年政令第三百四十一号）、所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）、金融商品取引法施行令、地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第六十四号）、印紙税法施行令（昭和四十二年政令第八八号）、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令（昭和四十四年政令第九十五号）、船舶油濁損害賠償保障法施行令、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和五十二年政令第九十九号）、地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和五十三年政令第二十五号）、前払式証券の規制等に関する法律施行令（平成二年政令第九十三号）、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令、信託業法施行令及び株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第四百十三号）とし、臨時金利調整法第一条第一項、消防法第三十三条、相続税法第五十九条第一項第一号、税理士法第五条第一項第一号八、漁船損害等補償法第十二条第七項、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第三条、住宅融資保険法第二条第三号、船舶油濁損害賠償保障法第十四条第二項及び第三十九条の五第二項、犯罪による収益の移転防止に関する法律第二条第二項第十六号、予算決算及び会計令第七十七条第一号及び第百条の三第一号及び第二号、中小企業信用保険法施行令第一条の二第十四号、漁船損害等補償法施行令第二十四条、公認会計士法施行令第二条第一項第二号、関税法施行令第六十二条の七第一項及び第六十二条の二十一第一項、自動車損害賠償保障法施行令、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令第一条、割賦販売法施行令第七条、金融商品取引法施行令第一条の九第二号（金融商品取引法第二十七条の二十八第三項に係るものに限る。）及び第十五条の十三、印紙税法施行令第二十二條第二号、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令第一条第三号、船舶の所有者等の責任の

税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）、割賦販売法施行令（昭和三十六年政令第三百四十一号）、所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）、金融商品取引法施行令、地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第六十四号）、印紙税法施行令（昭和四十二年政令第八八号）、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令（昭和四十四年政令第九十五号）、船舶油濁損害賠償保障法施行令、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和五十二年政令第九十九号）、地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和五十三年政令第二十五号）、前払式証券の規制等に関する法律施行令（平成二年政令第九十三号）、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令、信託業法施行令及び株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第四百十三号）とし、臨時金利調整法第一条第一項、消防法第三十三条、相続税法第五十九条第一項第一号、税理士法第五条第一項第一号八、漁船損害等補償法第十二条第七項、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第三条、住宅融資保険法第二条第三号、船舶油濁損害賠償保障法第十四条第二項及び第三十九条の五第二項、犯罪による収益の移転防止に関する法律第二条第二項第十六号、予算決算及び会計令第七十七条第一号及び第百条の三第一号及び第二号、中小企業信用保険法施行令第一条の二第十四号、漁船損害等補償法施行令第二十四条、公認会計士法施行令第二条第一項第二号、関税法施行令第六十二条の七第一項及び第六十二条の二十一第一項、自動車損害賠償保障法施行令、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令第一条、割賦販売法施行令第四条の二、金融商品取引法施行令第一条の九第二号（金融商品取引法第二十七条の二十八第三項に係るものに限る。）及び第十五条の十三、印紙税法施行令第二十二條第二号、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令第一条第三号、船舶の所有者等の責

制限に関する法律施行令第六号、前払式証券の規制等に関する法律施行令第九号第二項第一号、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令第二条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第五条、信託業法施行令第十条並びに株式会社日本政策金融公庫法施行令第十一条及び第十三条の規定の適用については保険契約者保護機構を保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第二項、地方税法第三十四条第一項第五号及び第八項並びに第三百二十四条の二第一項第五号及び第八項、厚生年金保険法第三百三十条第五項及び第五百九条第七項、準備預金制度に関する法律第二条第一項第七号、国民年金法第二百二十八条第五項及び第三百三十七条の十五第六項、所得税法第七十六条第三項第一号及び第四号、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、確定給付企業年金法第九十三条、租税特別措置法施行令第三十九条の三十六、所得税法施行令第七十六条第二項第一号、第二百九条第三項及び第三百二十六条第二項第一号、法人税法施行令附則第十六条第一項、第十七条及び第十八条、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については生命保険契約者保護機構を生命保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第一項第四号、第三条第一項及び第二項、第六条、第七条並びに第十条第一項、船主相互保険組合法第八条、地方税法第三十四条第一項第五号及び第八項並びに第三百十四条の二第一項第五号及び第八項、自動車損害賠償保障法、原子力損害の賠償に関する法律第八条、所得税法第七十六条第三項第四号及び第七十七条第二項第一号、地震保険に関する法律、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、貿易保険法施行令第二十五条、所得税法施行令第二百九条第三項及び第三百二十六条第二項第一号、地震保険に関する法律施行令第三条、船舶油濁損害賠償保障法施行令第二条第一項第三号及び第二項第一号（同条第一項第三号に係る部分に限る。）、国家公務員共済組合

任の制限に関する法律施行令第六号、前払式証券の規制等に関する法律施行令第九号第二項第一号、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令第二条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第五条、信託業法施行令第十条並びに株式会社日本政策金融公庫法施行令第十一条及び第十三条の規定の適用については保険契約者保護機構を保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第二項、地方税法第三十四条第一項第五号及び第八項並びに第三百二十四条の二第一項第五号及び第八項、厚生年金保険法第三百三十条第五項及び第五百九条第七項、準備預金制度に関する法律第二条第一項第七号、国民年金法第二百二十八条第五項及び第三百三十七条の十五第六項、所得税法第七十六条第三項第一号及び第四号、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、確定給付企業年金法第九十三条、租税特別措置法施行令第三十九条の三十六、所得税法施行令第七十六条第二項第一号、第二百九条第三項及び第三百二十六条第二項第一号、法人税法施行令附則第十六条第一項、第十七条及び第十八条、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については生命保険契約者保護機構を生命保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第一項第四号、第三条第一項及び第二項、第六条、第七条並びに第十条第一項、船主相互保険組合法第八条、地方税法第三十四条第一項第五号及び第八項並びに第三百十四条の二第一項第五号及び第八項、自動車損害賠償保障法、原子力損害の賠償に関する法律第八条、所得税法第七十六条第三項第四号及び第七十七条第二項第一号、地震保険に関する法律、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、貿易保険法施行令第二十五条、所得税法施行令第二百九条第三項及び第三百二十六条第二項第一号、地震保険に関する法律施行令第三条、船舶油濁損害賠償保障法施行令第二条第一項第三号及び第二項第一号（同条第一項第三号に係る部分に限る。）、国家公務員共済

及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については損害保険契約者保護機構を損害保険会社とみなす。

組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については損害保険契約者保護機構を損害保険会社とみなす。

改正案	現行
<p>（取引信用課の所掌事務） 第八十九条 取引信用課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 割賦販売、ローン提携販売、前払式特定取引及び信用購入あっせんに関する事 二（略）</p>	<p>（取引信用課の所掌事務） 第八十九条 取引信用課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 割賦販売、ローン提携販売、前払式特定取引及び割賦購入あっせんに関する事 二（略）</p>

改正案

現行

（分科会）
 第六条 審議会上に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（分科会）
 第六条 審議会上に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
(略)	(略)
割賦販売分科会	割賦販売、ローン提携販売、信用購入あつせん及び前払式特定取引に関する重要事項を調査審議すること。

名称	所掌事務
(略)	(略)
割賦販売分科会	割賦販売、ローン提携販売、割賦購入あつせん及び前払式特定取引に関する重要事項を調査審議すること。

2
 6 (略)

2
 6 (略)

